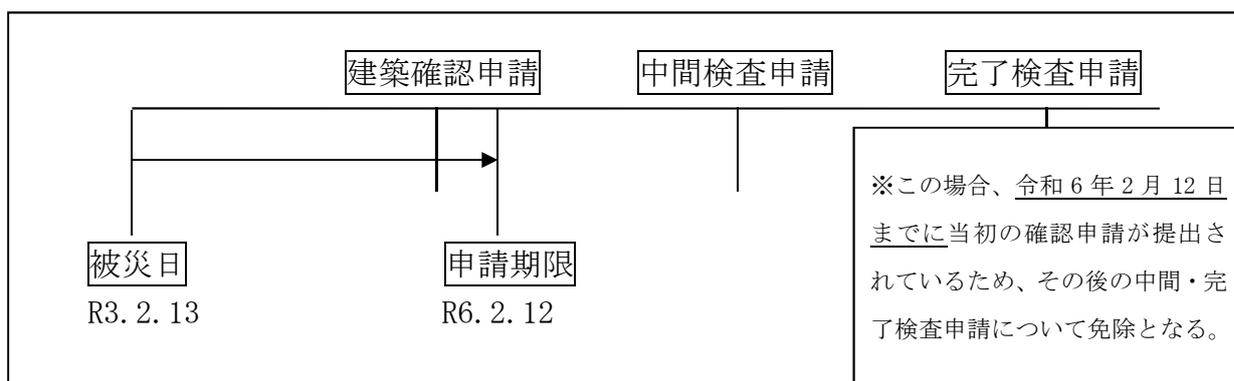


令和3年福島県沖を震源とする地震により被災された方の

建築確認申請等の手数料を免除します。

須賀川市では、令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震により被災された方の住宅の建築に係る確認申請等の手数料を、令和6年（2024年）2月12日までの期間で免除します。

○申請のイメージフロー



※令和6年2月12日までに建築物の建築等に係る当初の申請（建築確認）が行われたものは、その後の申請（中間検査、完了検査（付帯する擁壁等の工作物、昇降機等の建築設備に係る各種申請を含む。））手数料が免除されます。

●免除の対象となる方

令和3年福島県沖を震源とする地震により被害を受けた、住宅（一戸建て、共同住宅、長屋等の専用住宅をいいます。以下、同じ）または兼用住宅の所有者または居住者で、市町村から発行されるり災証明書の判定が「半壊」以上の方。

●免除の対象となる手数料（市で審査する物件のみとなります）

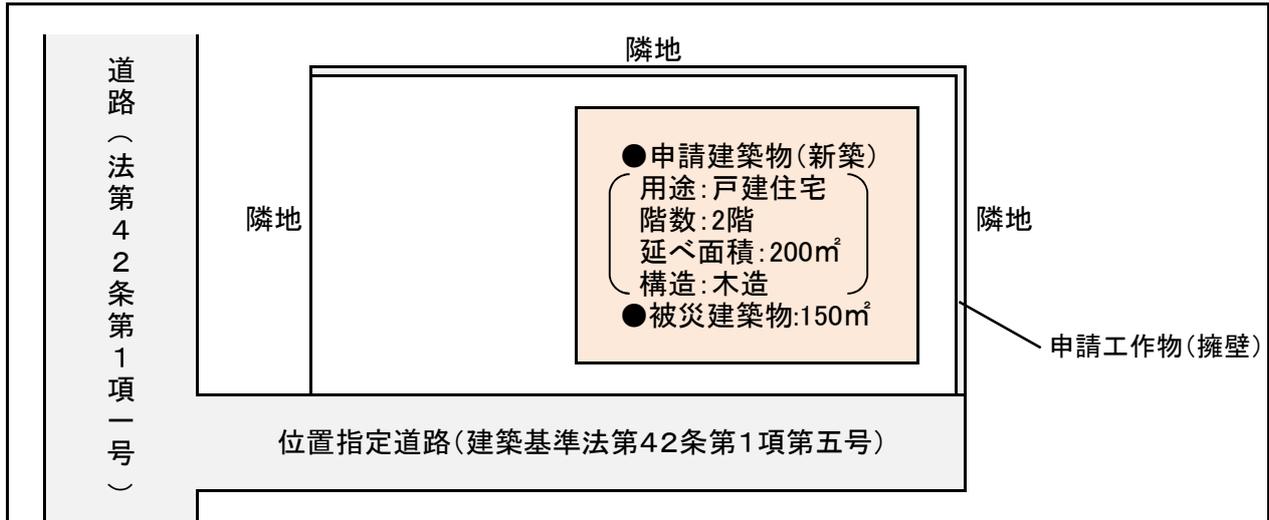
- ①「確認申請手数料」
- ②「完了検査申請手数料」
- ③「中間検査申請手数料」
- ④「位置指定申請手数料」

※免除対象には、住宅の付属棟（不可分の関係にあるもの、ただし被災した住宅の確認申請が先行されないものは除く）や共同住宅、長屋も含まれます。

●免除を受けるために必要な添付書類

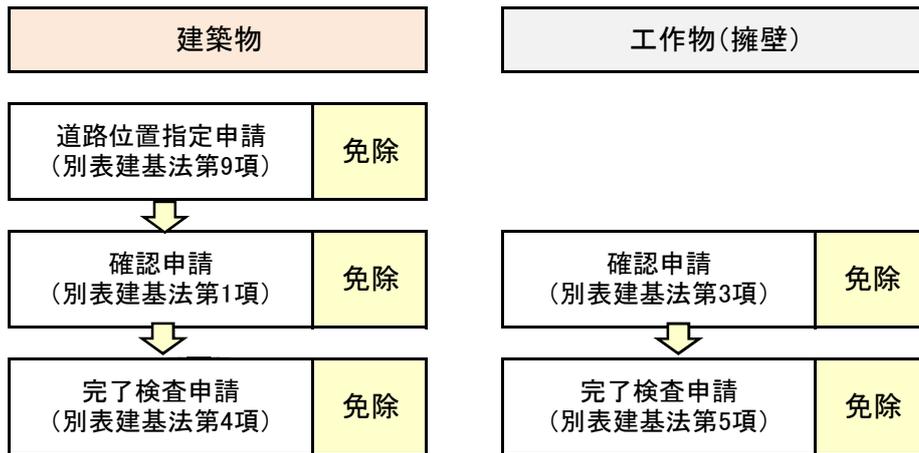
- ①「建築確認関係申請手数料免除申請書」 正本1部
- ②市町村が発行する「り災証明書」（証明書は写しでも可）

■事例1(住宅の新築の場合で道路位置指定及び擁壁の申請を伴う場合)

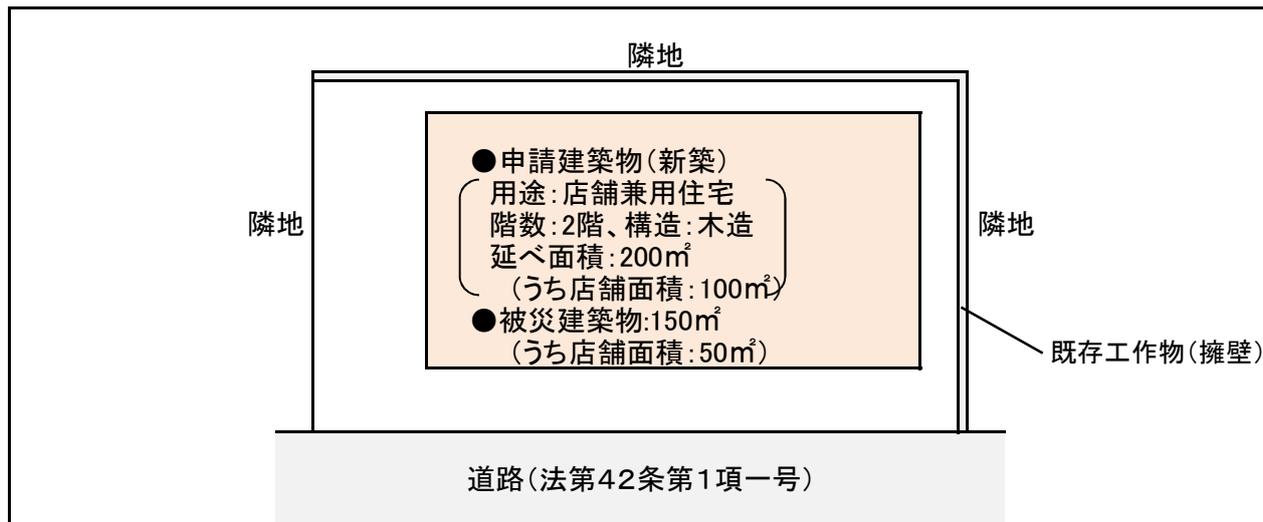


○建築確認申請のフロー図及び手数料
 (免除の条件)

- ①道路位置指定申請が、令和6年2月12日までに、かつ、付属する工作物に係る申請と同時に又は前に行われることを条件とする。
 ②道路位置指定申請手数料の免除は、被災建築物に代わる建築物の建築等を伴うことを条件とする。

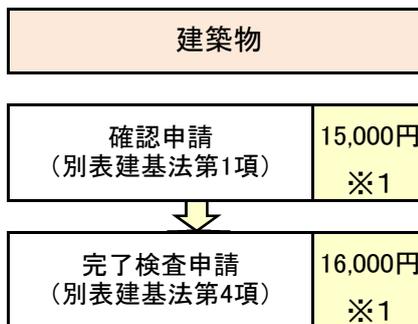


■事例2(店舗兼用住宅を新築する場合)



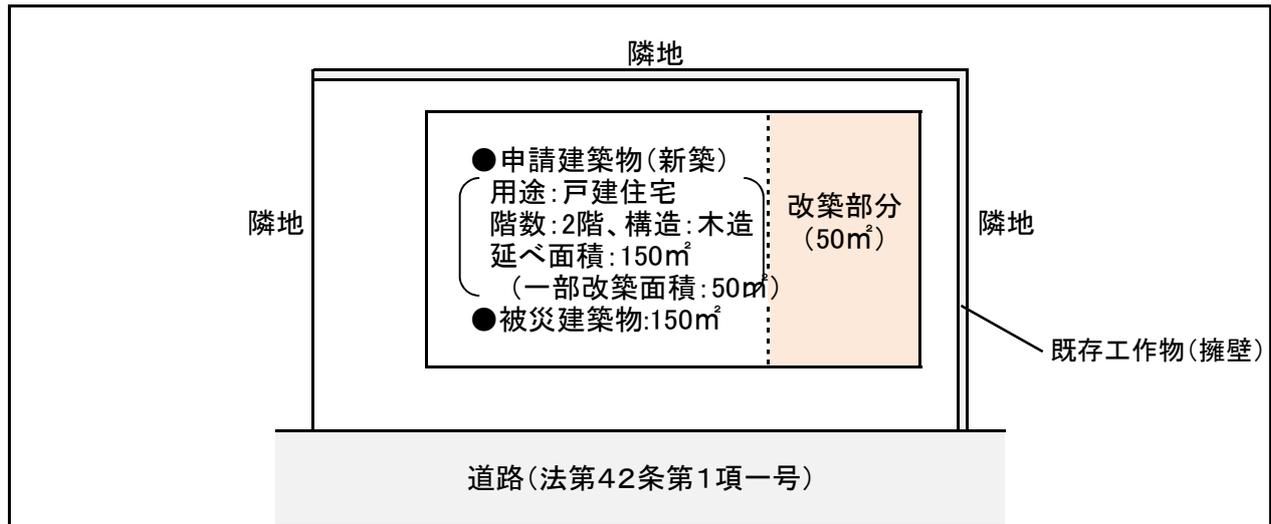
○建築確認申請のフロー図及び手数料
(免除の条件)

①建築物の確認申請が、令和6年2月12日までに終わることを条件とする。



※1:住宅部分(100㎡)については、面積にかかわらず免除対象となるが、店舗部分(100㎡)については、100㎡分の確認申請手数料(15,000円)及び完了検査申請手数料(16,000円)が発生する。

■事例3(住宅の一部を改築の場合)



○建築確認申請のフロー図及び手数料

①建築物の確認申請が、令和6年2月12日までに行われることを条件とする。

